

殿

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり申請します。  
 なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないことを誓います。  
 また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者（保護者等）の住所及び連絡先 〒  TEL ( )	申請者の氏名（自署の場合は押印を省略することができる）   ⑩
---------------------------------------	--

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。）

世帯の区分	<input type="checkbox"/> 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯
	<input type="checkbox"/> うち生活保護受給世帯
	<input type="checkbox"/> うち家計急変世帯

2 対象となる生徒

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名	姓	名					
在学する学校	名称	立	学科名	科	学年	年	組
	所在地	都道府県	市区町村				
	設置者名						
現在の学校の在学期間	学校名	立	年 月 日～	学校の種類・課程・学科	在学中に専攻科給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
過去の学校の在学期間	学校名	立	年 月 日～	学校の種類・課程・学科	在学中に専攻科給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

3 世帯の収入の状況（（1）～（4）のうち、該当するものにチェックしてください。）

（1）次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受給していることが分かる証明書を出します。

扶助を受給していることが分かる証明書

（3）保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を出します。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類

（4）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

4 その他の確認事項（該当することを確認した上でチェックしてください。）

当該生徒について、自治体から児童福祉法の規定による措置（見学旅行費又は特別育成費）を受けていません。（母子生活支援施設の生徒は、支弁対象の場合であっても措置を受けていないこととして取り扱う。）

他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の給付額を超えません。

青森県以外の都道府県に高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の申請は行っていません。

5 専攻科給付金の振込先口座

申請者の口座	銀行			店	支店	番号		
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 座 <input type="checkbox"/> 番 <input type="checkbox"/> 号 (右詰め)		フリガナ				
				<input type="checkbox"/> 座 <input type="checkbox"/> 名 <input type="checkbox"/> 義				

## 記入上の注意

## 日付

右上の日付は、当該年度の「7月1日」以降の日としてください。  
ただし、新入生に対する前倒し又は家計急変に係る申請については、提出日としてください。

## 1 世帯の区分

## ① 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

7月1日現在、本年度分の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。

## ② 生活保護受給世帯

7月1日現在、生活保護法の規定による扶助を受けている世帯であること。

## ③ 家計急変世帯

次の要件の全てに該当する世帯をいいます。

- ・ 家計急変による経済的理由から、保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯であること。
- ・ 生活保護受給世帯ではないこと。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる高等学校等専攻科に入学する者がこの入学日に入学しているときは、「7月1日」を「入学の日」と読み替えてください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

## 2 対象となる公立高等学校等専攻科生徒

申請の対象となる公立高等学校等専攻科生徒について、7月1日現在の状況を記入してください。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる高等学校等専攻科に入学する者がこの入学日に入学しているときは、「7月1日」を「入学の日」と読み替えてください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、基準日である「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

## 3 世帯の収入の状況

ア (1)に該当する場合は、保護者等(当該保護者等が2人以上いるときは、その全員)の本年度(新入生に対する前倒し給付を希望する場合は、前年度)の課税証明書又は非課税証明書を提出してください。

イ (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書を提出できない場合」は、(1)④及び⑤並びに(4)の「親権者が存在しない場合」に含みます。

ウ (2)に該当する場合は、生活保護受給証明書など道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できる書類を提出してください。

エ (3)に該当する場合は、保護者等(保護者等が2人以上いるときはその全員)の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)を書類を提出してください。

オ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の者は除きます。

- ・ 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ・ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ・ 法人である未成年後見人
- ・ 民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ・ その他公立高等学校等専攻科生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

カ 在学中に成年に達した生徒の「主たる生計維持者」は、「成年に達する日以前の日に於いて生徒の保護者であった者」(生徒の父母であれば、その両名)を指すものとします。

## 4 その他の確認事項

該当することを確認した上でチェックしてください。

## 5 専攻科給付金の振込先口座

ア 専攻科給付金の振込先は、**申請者の名義の口座**としてください。

イ 申請の対象となる生徒が2人以上いるときの当該給付金の振込先は、同一の口座としてください。

ウ 振込先の口座の口座番号、口座名義人がわかるよう、**通帳の写し**を提出してください。